

令和 年 月 日

誓 約 書

笠間市長 様

(所在地)

住 所

(商号名称及び代表者氏名)

氏 名

笠間市が実施する公有財産売却にかかる競争入札への参加申込みにあたり、下記の事項を誓約します。これが事実と相違することが判明、またはこれらに違反するようなことが生じた場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

記

- 1 私は現在、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しておりません。
- 2 過去 2 年間、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項に該当したことはありません。
- 3 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と笠間市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 4 私は、貴市のインターネット公有財産売却ガイドライン、ホームページ中の物件案内、入札情報、売買契約書の各条項を熟覧し、および貴市の現地説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申し立ていたしません。

- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難なれるような関係を有しておりません。
- 6 笠間市暴力団排除条例（平成23年笠間市条例26号）第2条第1号に規定する暴力団または同条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではありません。
- 7 暴力団及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募しようとするものではありません。
- 8 暴力団若しくは法律の規定に基づき、公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所またはその他これに類するものの用に供し、また、これらのように供されることを知りながら、所有権を第三者に移転または売買物件を第三者に賃借いたしません。
- 9 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属しておりません。
- 10 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- 11 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログインIDに登録されているメールアドレスを貴市に開示され、かつ貴市がこれらの情報を笠間市文書事務規程に基づき、5年間保管することに同意します。
- 12 貴市がログインIDで認証されているメールアドレスに公有財産売却に関するお知らせなどを電子メールで送信することに同意します。
- 13 ログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されることに同意します。
- 14 当方の提出した書類から確認できる個人情報を貴市が茨城県笠間警察署等に提供することに同意します。（代理人による手続きで提出された代理人の個人情報を含む）
- 15 貴市から求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴市が茨城県笠間警察署等に提供することに同意します。

<関係法令>

地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日号外法律第 77 号）より抜粋

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。